

東京都

2023年5月30日

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク (令和5年3月)

ESG評価本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター（R&I）は、東京都が令和5年3月に策定したソーシャルボンド・フレームワークが国際資本市場協会（International Capital Market Association）が公表する「ソーシャルボンド原則2021」（以下、「SBP2021」という。）及び金融庁「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいています。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

資金は①社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること、②明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること、③地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること――を満たす事業に充当する。

具体的に想定する充当事業は「無電柱化の推進」、「防災公園施設整備」、「河川施設の耐震・耐水化」、「東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）」、「安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）」、「都立高等学校の耐震化事業」、「水道施設等の自家用発電設備の新設・増強」、「導水施設の二重化・更新」、「水再生センター・ポンプ所設備の震災対策」、「ホームドアの整備」、「リスターント機能付エレベーターへの更新」、「橋梁の長寿命化事業」、「港湾施設の長寿命化事業」、「港湾建設事業」、「漁港建設事業」、「空港整備事業」、「都立図書館整備」、「文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）」、「消防施設整備」、「島しょのインターネット環境改善」、「給水所の新設・拡充及び更新」、「水再生センター・ポンプ所設備の再構築」、「雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）」、「都立学校の整備」、「特別支援学校の整備」、「介護老人保健施設の整備費補助」、「特別養護老人ホームの整備費補助」、「知的障害者（児）施設整備」、「障害者（児）施設の整備費補助」、「児童福祉施設整備」、「公営住宅建設事業」、「道路のバリアフリー化」、「バリアフリールートの充実」、「人にやさしい都営地下鉄車両の導入」、「（地独）東京都立病院機構への貸付金」の35事業。これらの事業は、対象とする人々への直接的な便益とともに、共生社会の形成や、必要なインフラを維持・長寿命化を図ることによる都民の負担の軽減、地域経済の回復と持続的成長の促進に寄与する。事業においては施設、設備の工事において環境面へ一時に負荷が伴う投資が含まれるもの、十分に配慮がなされたうえで取り組んでおり、特段ネガティブな要素はないものと考えられる。R&Iは対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。

SBP2021に例示される事業区分の中では「手ごろな価格の基本的インフラ設備」、「必要不可欠なサービス」、「社会経済的向上とエンパワーメント」、「手ごろな価格の住宅」に該当し、対象とする人々は、「自然災害時、電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受ける恐れのある人々」、「都民」、「地域住民」、「都民および下水道利用者」、「幼児・児童・生徒」、「障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者」、「自然災害に罹災する恐れのある人々」、「施設利用者」、「雇用・就業支援が必要な人々」、「主に知的障害者（児）」、「障害者（児）」、「介護を必要とする高齢者」、「真に住宅に困窮する低額所得者」、「都営地下鉄利用者」などが対象である。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業は、東京都の財務局、事業所管局による調整のうえ選定され、予算編成において対象事業の実現性や効果の持続性について検証される。最終的に議会承認を得るプロセスである。評価の考え方及び基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

(3)調達資金の管理

調達資金は財務局等が管理し、法令に則り適切に区分経理される。資金は調達年度中に全額が充当され、充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理される。また、会計経理に関して正確性、合規制、経済性、効率性及び有効性等の観点から監査委員の審査を受けるほか、議会において承認を受ける。調達資金の管理は適切と評価できる。

(4)レポートティング

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当予定は東京ソーシャルボンド発行前に、充当結果は東京ソーシャルボンド発行翌年度に、東京都のホームページにて開示する。レポートティングは適切と評価できる。

発行体の概要



[東京都：シンボルマーク]

- 東京都は約 1,400 万人の人口を抱える日本国の大都市で、世界有数の大都市。
- 東京都は令和 3 年 3 月に、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」、戦略実行のための「推進プロジェクト」を示した「『未来の東京』戦略」（以下「未来戦略」）を策定した。東京 2020 大会と新型コロナとの闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、未来を切り拓く取組をさらに加速するため、令和 4 年 2 月に「『未来の東京』戦略 version up 2022」として改めた。さらに令和 5 年 1 月に、これまでの常識が通用しないグローバルな課題の発生や急速な少子化の進行など、これらに先手先手で対応していく必要があることを踏まえ「『未来の東京』戦略 version up 2023」にバージョンアップした。
- 未来を切り拓く取組をさらに加速するものとした未来戦略では今後の政策の方向性として、「東京の発展の原動力である『人』を中心に据えた、『成長』と『成熟』が両立する持続可能な社会の実現」を掲げており、これは SDGs の「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創るという理念と軌を一にするものである。こうした考えのもと、東京都は人に寄り添い多様性や包摂性に富んだ人が輝く東京を実現していくことを政策の基軸としている。
- 東京都は新型コロナウイルス感染症の脅威など大きな危機を克服し、強靭で持続可能な都市を創り上げる「サステナブル・リカバリー」を果たすための取組を推進している。また、これまで東京版 ESG ファンドの創設や東京金融賞の実施、東京グリーンボンドおよび東京ソーシャルボンドの発行など、サステナブルファイナンスを通じた社会的課題解決の貢献にも積極的に取り組んできた。
- 東京都はこうした人が輝く東京やサステナブル・リカバリーを実現する過程で、社会的に支援を必要とする都民や事業者を支えていくとともに、国内における ESG 投資を更に促進していくため、東京ソーシャルボンドを発行する。

■ 「未来の東京」戦略 version up 2023

「未来の東京」戦略（令和3年3月策定）

＜戦略を展開するスタンス＞

- 「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現
- 課題の根源まで踏み込んだ「構造改革」を強力に推進

＜4つの基本戦略＞

- ① バックキャストの視点で将来を展望する
- ② 民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める
- ③ デジタルトランスフォーメーション（DX）でスマート東京を実現
- ④ 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」

■ 目指す2040年代の東京の姿「ビジョン」

■ 2030年に向けた「戦略」 ■ 戦略実行のための「推進プロジェクト」

戦略0 感染症に打ち克つ戦略	戦略11 スタートアップ都市・東京戦略
戦略1 子供の笑顔のための戦略	戦略12 横ぐ東京・イノベーション戦略
戦略2 子供の「伸びる・育つ」心援戦略	戦略13 水と緑溢れる東京戦略
戦略3 女性の活躍推進戦略	戦略14 ゼロエミッション東京戦略
戦略4 長寿（Chōju）社会実現戦略	戦略15 文化・エンターテインメント都市戦略
戦略5 誰もが輝く働き方実現戦略	戦略16 スポーツフィールド東京戦略
戦略6 タイバーシティ・共生社会戦略	戦略17 多摩・島しょ振興戦略
戦略7 「住まい」と「地域」を大切にする戦略	戦略18 オールジャパン連携戦略
戦略8 安全・安心なまちづくり戦略	戦略19 オリンピック・パラリンピックレガシー戦略
戦略9 都市の機能をさらに高める戦略	戦略20 都政の構造改革戦略
戦略10 スマート東京・TOKYO Data Highway戦略	

- 政策面からの視点である3C（Community, Children, Chōju）を、戦略の核に据える

「3か年のアクションプラン」

「成長」と「成熟」が両立した未来の東京

セーフ シティ ダイバーシティ スマート シティ

[出所：「未来の東京」戦略]

1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

- 東京ソーシャルボンドによる調達資金は、以下の3要件を満たす事業に充当する。
 - ① 社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること
 - ② 明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
 - ③ 地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること
- SBP2021においては、ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例として、障害者や失業者、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループなどが挙げられており、上記の要件①は原則を反映した要件となっている。

この3要件を満たし、事業区分ごとの具体的に想定する充当事業と対応する社会的課題は次表の通り

■ソーシャルボンドの充当事業

事業区分	充当事業	対応する社会課題
公共施設・インフラ の防災対策	無電柱化の推進	都市防災機能の強化 (安全で快適な歩行空間の確保) (良好な都市景観の創出)
	防災公園施設整備	災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保
	河川施設の耐震・耐水化	地震に伴う津波等の水害から東部低地帯を守るために、河川施設の耐震性・耐水性を確保
	東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備
	安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	災害時における児童・生徒等の安全の確保
	都立高等学校の耐震化事業	災害時における児童・生徒等の安全の確保
	水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	大規模停電時等における安定給水の確保
	導水施設の二重化・更新	・災害や事故時だけでなく、更新等の工事の際ににおける安定給水の確保 ・布設年度が古い導水施設の更新
	水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保
	ホームドアの整備	利用者（障がい者・高齢者等）の安全・安心の確保
公共施設・インフラ の老朽化対策	リスタート機能付エレベーターへの更新	利用者の安全・安心の確保（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）
	橋梁の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	港湾施設の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	港湾建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	漁港建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	空港整備事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安

		心の確保
	都立図書館整備	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	文化施設の整備 (江戸東京博物館の改修)	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	消防施設整備	持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保
	島しょのインターネット環境改善	島しょ地域における安定的なインターネット環境の確保
	給水所の新設、拡充及び更新	給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保
	水再生センター・ポンプ所設備の再構築	老朽化した設備の再構築による安定的な下水道機能の確保
産業の振興と雇用の維持・創出	雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）	都民の雇用・就業に対する支援
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	都立学校の整備	誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現
	特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援
介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備費補助	介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰
	特別養護老人ホームの整備費補助	在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等
児童福祉施設等の整備	知的障害者（児）施設整備	強度行動障害がある重度・最重度の知的障害児への支援
	障害者（児）施設の整備費補助	障害者（児）が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援
	児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童への対応
住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替え
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサル	道路のバリアフリー化	誰もが安心・安全、快適に利用できる歩行空間の確保
	バリアフリールートの充実	誰もが安心して快適に移動できる環境の整備

デザイン化	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	誰もが安心して快適に利用できる車両の導入
医療提供体制 の充実	(地独) 東京都立病院機構への貸付 金	高齢化の進展や医療を取り巻く環境変化の中で、行政的医療の提供や地域医療の充実など質の高い医療提供確保

充当事業の概要

〈無電柱化の推進〉

- 東京では戦後、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が建てられてきた。その結果、大規模地震や大型台風などの自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞や断線等により、避難や救急活動への支障、停電や通信障害が生じており、無電柱化による防災機能の強化が必要である。
- また、林立する電柱や張り巡らせた電線が歩行者や車いす利用者の通行を妨げるとともに、良好な都市景観を損ねる状況となっている。
- 具体的な施策としては電線共同溝等の整備により電線類を地下化する。大井・青海といった東京港湾地区では、防災力強化に特に寄与する緊急輸送道路から、重点的に推進していく。
- 東京都が認識する社会的課題は都市防災機能の強化（安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出）であり、自然災害時、電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受ける恐れのある人々やベビーカー・車いすを利用する方等を含めた道路利用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

〈防災公園施設整備〉

- 防災公園と呼ばれる公園は、避難場所や活動拠点に指定され、震災から都民の命を守る重要な場所となっている。東京都や都内各市の総合的な防災計画である地域防災計画では、都立公園 60 カ所が「避難場所」とされているほか、37 カ所が大規模救出救助活動拠点やヘリコプター活動拠点などに指定されている。
- 東京都では公園の防災性を更に高めるため、防災公園の整備を進めている。具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための夜間照明の充実、非常用発電設備やソーラーパネル、蓄電池等による停電時の電源確保など防災公園整備に関わる計画、設計、工事を実施するとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るために、震災時利用計画を作成している。
- 東京都が認識する社会的課題は、災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保であり、地域住民など公園を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献につ

いては以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<河川施設の耐震・耐水化>

- 東京をより高度な防災都市としていくため、東京都防災会議が示したマグニチュード 8.2 の海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防ぐことを目標とする。
- 各施設の保持すべき主な機能としては、防潮堤、護岸における浸水防止機能(津波等に対する施設高の確保)の維持・確保、水門、樋門、閘門の門扉の開閉機能、排水機場における排水機能、吐出口の門扉開閉機能の維持、水門管理センターの水門等の遠隔監視・制御機能である。地盤の低い東京の沿岸部や低地帯は、地震により施設が損傷し機能が損失した場合に、津波や高潮、潮位変動によって浸水し、甚大な被害が発生するおそれがあるため、この地域で浸水被害を生じさせないよう対策を実施していく。
- 東京都が認識する社会的課題は、地震に伴う津波等の水害から東部低地帯を守るために、河川施設の耐震性・耐水性の確保であり、東部低地帯の住民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.5 2030 年までに、貧しい人びとや、特に弱い立場にある人びとを守ることを特に考えて、水害などの災害によって命を失う人や被害を受ける人の数を大きく減らす。世界の国内総生産 (GDP) に対して災害が直接もたらす経済的な損害を大きく減らす。

<東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）>

- 循環的利用のできない廃棄物等を適正に処分できるよう中央防波堤外側埋立地や新海面処分場を建設する。廃棄物等はリサイクル・有効利用を図って埋立処分する量を削減し、できる限り長く処分場を利用していく。
- 将来は、「東京港の長期構想」及び「東京港湾計画」に基づき、ふ頭用地などの港湾施設を整備するとともに大規模な緑地空間を確保する予定。
- 東京都が認識する社会的課題は、過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備であり、都民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	<p>11.6 2030 年までに、大気の質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。</p>
	<p>12.4 2020 年までに、国際的な取り決めにしたがって、化学物質やあらゆる廃棄物（ごみ）を環境に害を与えないように管理できるようにする。人の健康や自然環境に与える悪い影響をできるかぎり小さくするために、大気、水、土壤へ化学物質やごみが出されることを大きく減らす。</p> <p>12.5 2030 年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。</p>

＜安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）＞

＜都立高等学校の耐震化事業＞

- 安全対策促進事業費補助は園舎・校舎等の教育施設の耐震化を図るために平成 15 年度から開始した補助制度で、平成 19 年度から個人立又は宗教法人立幼稚園に対しても補助を実施している。対象となる工事等は、耐震診断、耐震補強工事及び付帯工事、耐震改築工事及び付帯工事、アスベストの除去・封じ込め又は囲い込み工事である。
- 都立高等学校の耐震化事業は平成 24 年から進められてきた事業で、震災時には致命的な事故が起こりやすく、避難所として利用する屋内運動場の非構造部材の耐震化（天井材等の落下防止対策）を最優先に実施してきた。体育館については全校で対策を完了しており、現在、武道場等の天井材等の落下防止対策を進めている。
- 東京都が認識する社会的課題は災害時における児童・生徒等の安全の確保であり、通学する幼児・児童・生徒等に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	<p>4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。</p>
	<p>11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。</p>
	<p>13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。</p>

<水道施設等の自家用発電設備の新設・増強>

- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、計画一日平均配水量を供給可能な規模で自家用発電設備を整備する。浄水場では高度浄水処理に必要な電力を常用発電設備で確保し、取水、送配水などに必要な電力を非常用発電設備により確保する。給水所等では、送配水などに必要となる電力を非常用発電設備により確保し、自家用発電設備の燃料は72時間運転できる量を可能な限り確保する。
- 東京都が認識する社会的課題は、大規模停電時等における安定給水の確保であり、水道使用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 11 健康なまちづくり	11.3 2030年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。

<導水施設の二重化・更新>

- 導水施設は、取水施設で取水した原水を浄水場に送る重要な施設であり、災害や事故で破損した場合、浄水場が停止し、断水に直結することとなる。このため、東京都では導水施設のバックアップ機能を確保することを目的として、二重化を進めている。
- 一部の導水施設は、いまだ二重化の整備が不十分な状況であり、また、既設の導水施設の中には、布設年度が古い施設が存在しており、更新の検討が必要である。
- 東京都が認識する社会的課題は、災害や事故時だけでなく、更新などの工事の際ににおける安定給水の確保、布設年度が古い導水施設の更新であり、水道使用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 13 気候変動に適応する	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

<水再生センター・ポンプ所設備の震災対策>

- 首都直下地震などの地震や津波が発生したときに備え、水再生センターやポンプ所の震災対策を推進することで、震災時の下水道機能を確保する。
- 停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電可能な非常用発電設備を増強する。
- 東京都が認識する社会的課題は首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保であり、都民及び下水道利用者に便益をもたらすものである。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 13. 気候変動に具体的な対策を実施する	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<ホームドアの整備>

- 都営地下鉄ではホーム事故「0」を目指して令和 5 年度までに東京都交通局が管理する全ての駅でのホームドア整備完了を目指すとともに、京成電鉄と相互直通運転している押上駅についても、整備を進めている。
- 東京都が認識する社会的課題は利用者（障がい者・高齢者等）の安全・安心の確保であり、（障害のある方や高齢者等をはじめ）駅利用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 9. 積極的な産業と创新の基盤をつくる	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていくように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
 11. 住み続けられるまちづくりを	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

<リスタート機能付エレベーターへの更新>

- 都営地下鉄では首都直下地震への備えとして、施設等の安全性をより一層高める取組を進めている。震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクを軽減するため、交通局が管理する全てのエレベーターにリスタート機能を付加する。
- リスタート機能は地震の揺れを感じて階間で停止した場合、安全が確認できると最寄り階まで自動的に低速運転し、着床後にドアを開放することにより、救助までの閉じ込め時間を短縮する機能である。
- 東京都が認識する社会的課題は利用者の安全・安心の確保（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）であり、自然災害に罹災する恐れのある人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていくように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を超えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

〈橋梁の長寿命化事業〉

- 橋梁は都民生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であり、中には歴史的な価値のある橋梁や地域のランドマークとなっている橋梁も数多くある。
- 東京都が道路法に基づき管理している橋梁は約 1,200 橋ある。多くは高度経済成長期に整備されており、今後、建設から 50 年以上経過する橋梁の割合は急速に増加していくと見込まれ、多くの橋梁が一斉に更新時期を迎えることが想定される。
- このことから、更新時期の平準化や総事業費の縮減に向けて、平成 21 年 3 月に策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、橋梁の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理への転換を進めてきた。
- 最新の定期点検結果によると補修等が必要な橋梁が全体の約 6 割と高い水準となっており、今後の維持管理・更新費の増加が懸念されている。このため、これまでの取組状況や最新の定期点検結果を踏まえて「中長期計画」の改定を行い、新たに定期点検結果に基づく補修事業を盛り込んだ「橋梁予防保全計画」を策定し、予防保全型管理をより一層推進し、持続可能な橋梁の維持管理を実現する。本計画は、管理橋梁の維持管理方針や「今後 10 年間の長寿命化事業計画」及び「5 年に 1 度の定期点検結果に基づく補修事業計画」を取りまとめたもの。
- このうち、主要な橋梁の長寿命化事業は、212 橋のうち平成 22 年度から令和 4 年度までに 131 橋に着手している。緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震補強事業は、平成 22 年度から平成 27 年度までに 150 橋実施し、401 橋の対策が完了している。
- 東京都が認識する社会的課題は持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民など都道を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていくように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を超えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

〈港湾施設の長寿命化事業〉

- 首都圏の生活と産業を支える東京港が重要な役割を果たしていくため、高齢化が進む港湾施設等について、「東京港港湾施設等予防保全基本計画」に基づき、予防保全型の維持管理を進めてきた。
- これまでの取組に加え、東京港の橋梁・トンネルについて、道路ネットワークとしての機能を確保しつつ、さらなる延命化を図ることを目指して、「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定した。
- 予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として施設の大規模改修を行い、性能を回復・向上させ、その後も点検や維持補修を適切に行うことで、さらなる延命化（100年程度の延命）を目指す。
- 対象施設は港湾局の所管する橋梁およびトンネルのうち、緊急輸送道路に位置付けられているもの、又は延長100m以上の道路橋及びトンネルを長寿命化計画対象施設とする。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民など港湾施設を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めているように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

〈港湾建設事業〉

〈漁港建設事業〉

〈空港整備事業〉

- 伊豆・小笠原諸島の離島の港湾、漁港、空港は、住民生活の向上と産業の振興に寄与するため、社会資本整備重点計画等に基づいて地域の実情に即して、以下の方針により整備を行う。
- 離島の港湾は、人や物の輸送拠点であるばかりでなく島民の経済、文化、医療等の生活基盤や産業基盤に直接影響を及ぼす基幹施設であり島の表玄関である。このため、係留施設、水域施設、外郭施設の整備及び既存施設の機能拡充等により、定期船の就航率向上を図るとともに、乗降や荷役作業の安全性や効率性の向上に努める。
- 離島の重要な産業である水産業の基盤となる漁港は、港内静穏度の向上を目指し、防波堤などの外郭施設を重点に安全で安心して使える漁港となるよう整備を進めるとともに、施設の機能保全に努めていく。
- 空港については調布、八丈島、大島、三宅島、新島及び神津島の6空港の整備及び管理を行っている。空港は島民の生活安定、産業の振興及び高速交通ニーズへの対応に重要な役割を果たしており、一層の安全確保及び就航率の向上を図るよう空港の整備を進める。

- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていくように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

<都立図書館整備>

- 都は中央図書館、多摩図書館を整備し広く利用されている。
- 都立中央図書館は昭和 47 年に建設され築 50 年を数える。平成 7、8 年にかけて大規模改修を実施しているが、その後 20 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。このため、図書館運営へ支障を来すことがないよう改修工事を行う。また、都立中央図書館における特定天井について、耐震対策工事を実施し、都民利用施設及び一時滞在施設として、利用者の安全確保及び施設の機能確保を図る。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、都民はじめ施設利用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。

<文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）>

- 江戸東京博物館は江戸・東京の歴史・暮らしや文化に関わる資料を収集、保存、展示する博物館。平成 4 年度に建設され、築後 30 年が経過している。その間、大規模な修繕工事等を行っていないため、建築、電気、機械設備等の老朽化・劣化や不具合が生じており、都民サービスに影響を与えないよう維持更新を図る。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、都民及び施設利用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	11.4 世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。

<消防施設整備>

- 東京都は所有する防災上重要な公共建築物について耐震化を進めてきた。
- 東京都では老朽化が進んでいる消防庁舎の建て替え・改修を順次進めている。建築から時間が経過していることや、狭い化が著しいため改築する。本事業により防災拠点としての機能強化と事務効率・都民サービスの向上を図る。今回は清瀬消防署、青戸出張所等の改築への資金充当を予定している。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保であり、都民（地域住民）に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.3 2030 年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

<島しょのインターネット環境改善>

- 東京都では環境が厳しい島に敷設したケーブルの損傷等により通信障害が発生する状況が複数回あったことから、令和 3 年度に島しょ 5 村 6 島情報通信基盤整備事業の検証を行い、令和 5 年度から強靭化対策のための改修工事を利島、御蔵島で進めている。
- 今回はこの改修工事への資金充当を予定している。海底ケーブルを海中から陸上に陸揚げするには、ケーブルがダメージを受けないように波浪の影響や海底面の状況（転石の有無等）を考慮するが、両島は円錐形の形状をしており波浪の影響を受けやすいことに加えて、海蝕により生じた転石が海底面に多数存在している。
- 波浪で動かされた転石によるケーブル損傷を回避するため、利島では利島港内の比較的静穏なエリアに海底ケーブルを敷設しなおす強靭化対策を実施する。また、御蔵島では陸上から海底面にかけてトンネルを掘り、転石の少ない位置をトンネルの出口とする強靭化対策を実施する。これら両島で、波浪の影響によるケーブル損傷に対しての強靭化を行う。
- 東京都が認識する社会的課題は、島しょ地域における安定的なインターネット環境の確保であり、地域住民（島民）に便益をもたらすものである。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めているように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.3 2030 年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。

<給水所の新設、拡充及び更新>

- 給水所は平時における安定給水の要であり、震災時などには水道水を水道使用者に供給する重要な施設である。これまでの給水所の整備によって、都内全体の給水の安定性は向上してきたものの、給水所が整備されていない地域が一部存在している。また、給水所は昭和 30 年代後半から整備され、50 年以上が経過しているものもあり、今後、更新も必要となっている。
- 一方、給水所には配水池上部を公園やグラウンドとして一般に開放しているものと、周囲を柵で囲い、一般に開放していないものがある。一部の給水所では施設稼働後に周辺地域の都市化が進展したことにより、現在は住宅地や商業地に位置するなど、地域との一体性が求められるケースがある。
- 給水所の配水池容量の偏在解消に向けて給水所の整備が着実に推進され、地域の給水安定性が向上してきた。整備目標としては安定給水確保率：令和元年度末 84% → 令和 12 年度末 89%を目指している。
- 東京都が認識する社会的課題は給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	6.b 水やトイレをよりよく管理できるように、コミュニティの参加をすすめ、強化する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

<水再生センター・ポンプ所設備の再構築>

- 老朽化した水再生センター・ポンプ所を再構築することで、将来にわたり安定的に下水を処理する機能や、雨水を排除する機能などを確保する。
- 水再生センター・ポンプ所には膨大な数の設備があり、ポンプや焼却炉などの設備ではそれぞれ劣化の速度が異なるため、再構築に係る事業量の把握と平準化が必要である。
- 設備ごとの経済的耐用年数をもとに、アセットマネジメント手法を活用し事業量を平準化するなど、再構築を計画的かつ効率的に推進する。
- 東京都が認識する社会的課題は老朽化した水再生センター・ポンプ所設備の再構築による安定的な下水道機能の確保であり、都民及び下水道利用者に便益をもたらすものである。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	12.4 2020 年までに、国際的な取り決めにしたがって、化学物質やあらゆる廃棄物（ごみ）を環境に害を与えないように管理できるようにする。人の健康や自然環境に与える悪い影響をできるかぎり小さくするために、大気、水、土壤へ化学物質やごみが出されることを大きく減らす。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。
	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化など、特に陸上の人間の活動によるものをふくめ、あらゆる海の汚染をふせぎ、大きく減らす。

<雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）>

- 東京都は都民の雇用や就業を支援するための「しごとに関するワンストップサービスセンター」として、東京しごとセンター（飯田橋）と東京しごとセンター多摩（立川）を設置・運営している。しごとセンターでは、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細やかな就業相談（キャリアカウンセリング）から、就職活動や就職後に役立つ知識・スキルを習得するための各種セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、就職に関する一貫したサービスを提供している。都内で仕事を探している人であれば、都民以外でも利用できる。
- 東京都が認識する社会的課題は都民の雇用・就業に対する支援であり、雇用・就業支援が必要な人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	5.b 女性が能力を高められるように、インターネットなどの技術をさらに役立てる。 5.c 男女の平等をすすめ、すべての女性や女の子があらゆるレベルで能力を高められるよう、適切な政策や効果のある法律を作り、強化する。
	8.3 働きがいのある人間らしい仕事を増やしたり、会社を始めたり、新しいことを始めたりすることを助ける政策をすすめる。特に、中小規模の会社の設立や成長を応援する。 8.5 2030 年までに、若い人たちや障害がある人たち、男性も女性も、働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする。そして、同じ仕事に対しては、同じだけの給料が支払われるようとする。 8.6 2020 年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。

＜都立学校の整備＞

- 東京都は小学校、中学校、高校、特別支援学校など 255 校を運営している。
- これらの多くは、昭和 40 年代及び平成一桁の時期に集中的に建設されており、前者については施設そのものの老朽化が進行し、後者については設備を中心とした改修時期を迎えていたため、これらを計画的に維持更新することにより、施設の機能不全や安全性の低下を招くことなく、質の高い行政サービスの提供を継続する。
- 東京都は平成 21 年 2 月に「主要施設 10 か年維持更新計画」を策定し、さらに平成 27 年度以降の 10 年間を対象期間とした「第二次 主要施設 10 か年維持更新計画」を平成 27 年 3 月に、令和 4 年度以降の 10 年間を対象期間とした「第三次 主要施設 10 か年維持更新計画」を令和 4 年 3 月に策定した。本計画に基づき、都有施設の維持更新を今後とも着実かつ適切に進めていく。
- 東京都が認識する社会的課題は誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現であり、児童・生徒に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	5.b 女性が能力を高められるように、インターネットなどの技術をさらに役立てる。
	8.6 2020 年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにする。

＜特別支援学校の整備＞

- 都立特別支援学校の起源は明治 41 年に創設された私立盲人技術学校で、東京都は古くから障害者の教育に取り組んできた。
- 特別支援教育は障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をするもの。
- これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施される。
- 特別支援教育は障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

- 特別支援学校は特別支援教育の充実を図るために設置される学校で、在籍者数の将来推計を踏まえて、知的障害特別支援学校の教育環境を充実すべく拡充を図っている。必要な教室数を確保することで、間仕切り教室、転用教室の解消を進めている。
- 知的障害が軽度から中度の生徒の着実な企業就労を実現するため、基礎的な職業教育を実施する職能開発科の増設、病弱教育部門を設置し、病院内教育を充実するとともに、病院内訪問教育機能を拠点化し、在籍者数の変動に柔軟に対応できる指導体制の構築を図っている。
- 東京都が認識する社会的課題は障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援であり、障害のある幼児・児童・生徒に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.5 2030 年までに、貧しい人たちや特に弱い立場の人たちが、自然災害や経済ショックなどの被害にあうことになるべく減らし、被害にあっても生活をたて直せるような力をつける。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	5.4 お金が支払われない、家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な「仕事」であるということを、それを支える公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて認めるようにする。
	8.6 2020 年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。

<介護老人保健施設の整備費補助>

<特別養護老人ホームの整備費補助>

- 東京都は令和 3 年 3 月に策定した「東京都高齢者保健福祉計画」（介護保険事業支援計画を含む。）などに基づいて、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会の実現を目指している。
- 介護老人保健施設は在宅生活への復帰を目指す要介護高齢者に対し、看護、介護、医療及び日常生活上の世話をを行う施設であり、東京都では 令和 12 年度末までに 3 万人分を確保することを目標としている。東京都が認識する社会的課題は介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰であり、介護を必要とする高齢者に便益をもたらすものである。
- 特別養護老人ホームは常時介護を必要とし、在宅生活が困難な高齢者に対し、介護等の支援を行う施設であり、東京都では 令和 12 年度末までに 6.4 万人分を確保することを目標としている。東京都が認識する社会的課題は在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等であり、介護を必要とする高齢者に便益をもたらすものである。

- 補助の対象はいずれも当該施設の工事費、工事請負費及び工事事務費（設計監理料等）を補助するもの。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためにきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	3.4 2030 年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を 3 分の 1 減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。

＜知的障害者（児）施設整備＞

- 東京都は、強度行動障害がある重度・最重度の知的障害児へ支援するため、東村山市及び八王子市で強度行動障害児遇加算費適用対象施設を運営している。本件の資金使途は老朽化した児童福祉施設の改築・改修工事。
- 東京都が認識する社会的課題は強度行動障害がある重度・最重度の知的障害児への支援であり、主に知的障害のある児童に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためにきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。

＜障害者（児）施設の整備費補助＞

- 東京都は障害者（児童）の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備を行う設置者の負担を軽減する特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進している。また、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を未設置地域に設置する場合、補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を推進している。本件の資金使途はこの整備に係る補助金である。
- 東京都が認識する社会的課題は障害者（児）が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援であり、主に障害者（児）に便益をもたらすものである。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためにきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。

<児童福祉施設整備>

- 不良行為を行う又は行う恐れのある児童及び家庭環境・その他環境などの理由により、生活指導を要する児童が入所又は保護者の下から通い、生活指導、学習指導、就業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童自立支援施設の整備であり、本件の資金使途は老朽化した校舎の改築工事。
- 東京都が認識する社会的課題は自立支援を必要とする児童への対応であり、自立支援を必要とする児童に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	ターゲット
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためにきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。

＜公営住宅建設事業＞

- 平成 29 年 10 月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」）が改正され、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②改修や入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援を主な内容とする新たな住宅セーフティネット制度が創設された。
- 高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者は、①低所得・低資産であるなど経済力が低いこと、②世帯の特性に適した住宅が市場で十分に取引されていないこと、③社会関係力が弱いなどの属性等により入居制限を受けやすいことや、自力では的確な選択が困難なことなどから、市場で適正な水準の住宅を円滑に確保することが難しい場合がある。
- 東京都は住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を着実に進めしていくため、平成 30 年 3 月に「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定し、登録目標戸数や住宅確保要配慮者の範囲、東京の実情に応じた登録基準を設定するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策を掲げている。計画期間は令和 12 年度までである（住宅マスタープランの計画期間）。
- 都営住宅は、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯への住宅供給を行う施策の中心的役割を担っている。都営住宅を良質なストックとして維持・更新していくため、昭和 40 年代以前に建設された住宅を中心に、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、おおむね年間 4,000 戸程度を目標として計画的に建て替えを実施することとしている。
- 本件の資金使途は老朽化した都営住宅の建て替えである。
- 東京都が認識する社会的課題は自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替えであり、真に住宅に困窮する低額所得者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献について整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためにきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。 1.4 2030 年までに、貧しい人たちや特に弱い立場にいる人たちをはじめとしたすべての人が、平等に、生活に欠かせない基礎的サービスを使って、土地や財産の所有や利用ができる、新しい技術や金融サービスなどを使えるようにする。
	11.1 2030 年までに、すべての人が、住むのに十分で安全な家に、安い値段で住むことができ、基本的なサービスが使えるようにし、都市の貧しい人びとが住む地域（スラム）の状況をよくする。 11.3 2030 年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。

＜道路のバリアフリー化＞

- 東京都は、「東京都道路バリアフリー推進計画（計画期間：平成 27 年度～令和 6 年度）」に定めた優先整備路線及び、国がバリアフリー法に基づき指定した特定道路を対象に、道路のバリアフリー化を推進している。
- 具体的には歩車道段差の解消、歩道勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの対策を進めている。

- 東京都が認識する社会的課題は誰もが安心・安全、快適に利用できる歩行空間の確保であり、高齢者や障害者を含む全ての人に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めているように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を超えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

<バリアフリールートの充実>

- 都営地下鉄では「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) や「東京都福祉のまちづくり条例」等を踏まえて、駅のバリアフリー化を進めている。
- 本件の資金使途は都営地下鉄駅において高齢者や障害者をはじめ駅利用者の更なる利便性向上のため、エレベーターを整備する。
- 東京都が認識する社会的課題は誰もが安心して快適に移動できる環境の整備であり、障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安く公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めているように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を超えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

<人にやさしい都営地下鉄車両の導入>

- 都営地下鉄は浅草線・三田線・新宿線・大江戸線の 4 路線を運行している。全ての乗客により快適に地下鉄を利用いただけるよう、フリースペースの設置をはじめとした地下鉄車内の機能性向上等に取り組んでいる。
- 具体的には各車両へのフリースペースの設置、低い吊り手や荷棚の採用、優先席への縦手すりの追加、多言語対応の車内液晶モニターによる分かりやすい案内表示など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「人にやさしい車両」への更新を進める。
- 東京都が認識する社会的課題は誰もが安心して快適に利用できる車両の導入である。地下鉄事業は安価で大量の乗客が移動できる輸送機関でもあり、障害者や高齢者のみならず、全ての都営地下鉄利用者に便益をもたらすものである。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.2 2030 年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人びとが必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする。

< (地独) 東京都立病院機構への貸付金>

- 東京都は高齢化の急速な進展など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中でも、引き続き、行政的医療の提供や地域医療の充実への貢献など、都立病院が担うべき役割を安定的に果たし続けていくため、令和 4 年 7 月に都立病院・公社病院を一体的に地方独立行政法人へ移行することとした。
- 都立病院は明治 12 年、コレラなどの伝染病や精神疾患の対策として開設された病院などをその始まりとしている。高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的役割としている。令和 4 年 4 月時点では尾病院、墨東病院など 8 病院を運営している。
- 資金の使途は地方独立行政法人化後の病院施設の大規模改修工事や病院機能強化を図るための整備工事に必要な資金を貸しつける。
- 東京都が認識する社会的課題は高齢化の進展や医療を取り巻く環境変化の中で、行政的医療の提供や地域医療の充実など質の高い医療提供確保であり、都民（医療機関を利用する人々）に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	3.4 2030 年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を 3 分の 1 減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。

SDGs アクションプランとの整合性

日本政府のSDGsの達成へ向けた「SDGsアクションプラン2023」に示された①～⑧の優先課題に関して、本ソーシャルボンドでの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

優先課題	対応するSDGsターゲット
①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	    
②健康・長寿の達成	
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	
④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備	  
⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	 
⑦平和と安全・安心社会の実現	

(2) 対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

- 対象事業による便益及び影響は以下のように整理される。

対象事業	便益	対象事業による便益及び影響
無電柱化の推進	直接的な便益	道路利用者等が自然災害時に電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受けない
	間接的な便益	平時において障害者や車いす等の移動における障害を排除するだけでなく、全ての人々に安全で、快適な歩行空間を提供する。また、視線をさえぎる電柱や電線をなくすることで、都市景観が向上する
防災公園施設整備	直接的な便益	災害時における地域住民が安全を確保できる
	間接的な便益	災害時等における安心安全なインフラの提供
河川施設の耐震・耐水化	直接的な便益	地震に伴う津波等の水害から東部低地帯を守る
	間接的な便益	インフラの維持とともに安心安全が確保された住民生活
東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	直接的な便益	必要なインフラとしての廃棄物等処理機能の維持
	間接的な便益	インフラの維持とともに将来に別目的での再利用可能な土地の拡大
安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	直接的な便益	災害時における児童・生徒等が安全を確保できる
	間接的な便益	資産の長寿命化による学びの場所の提供の継続
都立高等学校の耐震化事業	直接的な便益	災害時における児童・生徒等が安全を確保できる
	間接的な便益	資産の長寿命化による学びの場所の提供の継続
水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	直接的な便益	水道使用者が安定した給水を受ける
	間接的な便益	災害時等における供給できる量・地域の拡大による、安心安全なインフラの提供
導水施設の二重化・更新	直接的な便益	水道使用者が安定した給水を受ける
	間接的な便益	二重化により、給水安定性を確保しながら、適切な維持管理が可能となり、資産の長寿命化による都民の負担軽減
水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	直接的な便益	首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減、公共用水域の水質改善
ホームドアの整備	直接的な便益	障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者の安全・安心が図れる
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減

リスタート機能付エレベーターへの更新	直接的な便益	利用者が安全・安心を確保できる（震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクの軽減）
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
橋梁の長寿命化事業	直接的な便益	地域住民など都道を利用する人々の安全・安心の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
港湾施設の長寿命化事業	直接的な便益	利用する人々の安全・安心の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
港湾建設事業	直接的な便益	利用者の利便性の向上
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
漁港建設事業	直接的な便益	利用者の利便性の向上
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
空港整備事業	直接的な便益	利用者の利便性の向上
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
都立図書館整備	直接的な便益	利用者の安心安全の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）	直接的な便益	利用者の安心安全の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
消防施設整備	直接的な便益	都民の安心安全の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
島しょのインターネット環境改善	直接的な便益	安定的なインターネット環境の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
給水所の新設、拡充及び更新	直接的な便益	水道使用者が安定した給水を受ける
	間接的な便益	災害時等における供給できる量・地域の拡大による、安心安全なインフラの提供
水再生センター・ポンプ所設備の再構築	直接的な便益	下水の処理及び雨水の排除による安定した生活の確保
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減、公共用水域の水質改善
雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）	直接的な便益	対象となる人々における知識やスキルの習得及び就業意欲の向上
	間接的な便益	地域経済の安定回復と持続的成長の促進 企業における従業員の確保
都立学校の整備	直接的な便益	すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び育つ
	間接的な便益	資産の長寿命化による学びの場所の提供の継続

特別支援学校の整備	直接的な便益	対象となる人々への学びの場所の提供による知識・経験の向上
	間接的な便益	共生社会の形成
介護老人保健施設の整備 費補助	直接的な便益	介護を必要とする高齢者が在宅生活へ復帰する
	間接的な便益	共生社会の形成とともに、介護を必要とする人々への対応力の維持・向上
特別養護老人ホームの整備費補助	直接的な便益	在宅での生活が困難な高齢者が生活全般の介護等の支援を受ける
	間接的な便益	共生社会の形成とともに、介護を必要とする人々への対応力の維持・向上
知的障害者（児）施設整備	直接的な便益	強度行動障害のある重度・最重度の知的障害児への支援
	間接的な便益	共生社会の形成
障害者（児）施設の整備 費補助	直接的な便益	障害者（児）への必要なサービスの確保
	間接的な便益	共生社会の形成
児童福祉施設整備	直接的な便益	自立支援を必要とする児童への支援
	間接的な便益	共生社会の形成
公営住宅建設事業	直接的な便益	真に住宅に困窮する低額所得者が生活の場を確保する
	間接的な便益	共生社会の形成
道路のバリアフリー化	直接的な便益	道路の利用者が安心して快適に移動できる
	間接的な便益	共生社会の形成
バリアフリールートの充実	直接的な便益	駅利用者が安心して快適に移動できる
	間接的な便益	インフラの維持とともに資産の長寿命化による都民の負担軽減
人にやさしい都営地下鉄車両の導入	直接的な便益	都営地下鉄の乗客が安心して快適に移動できる
	間接的な便益	共生社会の形成
(地独) 東京都立病院機構への貸付金	直接的な便益	質の高い医療を受けられる
	間接的な便益	資産の長寿命化による医療提供の維持継続

ポジティブな社会的成果であること

ソーシャルボンドの資金充当先としての 35 事業は、対象とする人々への直接的な便益とともに、共生社会の形成や、必要なインフラを維持・長寿命化を図ることによる都民の負担の軽減、地域経済の回復と持続的成長の促進に寄与する。事業においては施設、設備の工事において環境面へ一時的に負荷が伴う投資が含まれるもの、十分に配慮がなされたうえで取り組んでおり、特段ネガティブな要素はないものと考えられる。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。

SBP2021 に例示される事業区分との照合

- 対象事業と SBP2021 に例示されている事業区分、対象とする人々は以下の表に整理される。

対象事業	SBP2021 の事業区分	対象とする人々
無電柱化の推進	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	自然災害時、電柱倒壊による道路閉塞や断線等の影響を受ける恐れのある人々 (ベビーカー・車いすを利用する方等を含めた、道路利用者)
防災公園施設整備	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	地域住民など公園を利用する人々
河川施設の耐震・耐水化	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	東部低地帯の住民
東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備（耐震・防災）	都民
安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策） 必要不可欠なサービス（教育）	幼児・児童・生徒
都立高等学校の耐震化事業	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策） 必要不可欠なサービス（教育）	児童・生徒
水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	地域住民
導水施設の二重化・更新	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	地域住民
水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	都民及び下水道利用者
ホームドアの整備	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	（障がいのある方や高齢者等をはじめ）駅利用者
リスタート機能付エレベーターへの更新	手ごろな価格の基本的インフラ設備（防災・減災対策）	自然災害に罹災する恐れのある人々
橋梁の長寿命化事業	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策）	地域住民など都道を利用する人々
港湾施設の長寿命化事業	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策）	地域住民など港湾施設を利用する人々

港湾建設事業	必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策、耐震対策）	地域住民
漁港建設事業	必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策、耐震対策）	地域住民
空港整備事業	必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策、耐震対策）	地域住民
都立図書館整備	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策）	都民はじめ施設利用者
文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策）	都民及び施設利用者
消防施設整備	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策） 必要不可欠なサービスへのアクセス	都民（地域住民）
島しょのインターネット環境改善	必要不可欠なサービスへのアクセス	地域住民（島民）
給水所の新設、拡充及び更新	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策） 必要不可欠なサービスへのアクセス	地域住民
水再生センター・ポンプ所設備の再構築	手ごろな価格の基本的インフラ設備（老朽化対策）	都民及び下水道利用者
雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンタ一等施設整備）	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント	雇用・就業支援が必要な人々
都立学校の整備	必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）	児童・生徒
特別支援学校の整備	必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）	障害のある幼児・児童・生徒
介護老人保健施設の整備費補助	必要不可欠なサービスへのアクセス（高齢者福祉）	介護を必要とする高齢者
特別養護老人ホームの整備費補助	必要不可欠なサービスへのアクセス（高齢者福祉）	介護を必要とする高齢者
知的障害者（児）施設整備	必要不可欠なサービスへのアクセス（福祉）	主に知的障害者（児）
障害者（児）施設の整備費補助	必要不可欠なサービスへのアクセス（福祉）	障害者（児）
児童福祉施設整備	必要不可欠なサービスへのアクセス（子育て支援）	自立支援を必要とする児童

公営住宅建設事業	手ごろな価格の住宅	真に住宅に困窮する低額所得者
道路のバリアフリー化	社会経済的向上とエンパワーメント	高齢者や障害者を含む全ての人
バリアフリールートの充実	社会経済的向上とエンパワーメント	障がいのある方や高齢者等をはじめ駅利用者
人にやさしい都営地下鉄車両の導入	社会経済向上とエンパワーメント（バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進） 手ごろな価格の基本的インフラ設備（鉄道）	都営地下鉄利用者
(地独) 東京都立病院機構への貸付金	必要不可欠なサービスへのアクセス(医療・福祉)	都民（医療機関を利用する人々）

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 東京都は 2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」、戦略実行のための「推進プロジェクト」を示した未来戦略を令和 3 年 3 月に策定し、同 5 年 1 月に『『未来の東京』戦略 version up 2023』として改めた。
- ソーシャルボンドの資金充当対象として想定される事業は、こうした戦略に含まれる事業であり、それに社会的課題が目標、計画に至るまでに適切に組み込まれている。
- 戦略は SDGs の目線でも整理されている。戦略は東京が SDGs を実現するためのロードマップでもある。策定に当たっては、一つひとつの戦略を構成する全ての取組に関し、SDGs の視点からもプラスアップを行うことで、より持続可能性を追求した戦略となっている。
- 『『未来の東京』戦略 version up 2023』として改めた際に、同時に 3 か年のアクションプランとして 20 の戦略を公表している。以下はその戦略と事業費。

「未来の東京」戦略 version up 2023 事業費一覧

(単位：億円)

戦略名		2023年度事業費	3か年事業費 (2023~25年度)
戦略 0	感染症に打ち克つ戦略	334	-
戦略 1	子供の笑顔のための戦略	3,119	9,260
戦略 2	子供の「伸びる・育つ」応援戦略	1,304	3,561
戦略 3	女性の活躍推進戦略	1,316	3,982
戦略 4	長寿（Chōju）社会実現戦略	455	1,259
戦略 5	誰もが輝く働き方実現戦略	377	1,157
戦略 6	ダイバーシティ・共生社会戦略	624	1,988
戦略 7	「住まい」と「地域」を大切にする戦略	1,430	4,559
戦略 8	安全・安心なまちづくり戦略	5,633	17,216
戦略 9	都市の機能をさらに高める戦略	5,219	16,529
戦略 10	スマート東京・TOKYO Data Highway戦略	1,126	3,165
戦略 11	スタートアップ都市・東京戦略	286	770
戦略 12	輝く東京・イノベーション戦略	944	2,374
戦略 13	水と緑溢れる東京戦略	3,674	11,322
戦略 14	ゼロエミッション東京戦略	3,637	10,132
戦略 15	文化・エンターテインメント都市戦略	197	811
戦略 16	スポーツフィールド東京戦略	293	799
戦略 17	多摩・島しょ振興戦略	4,314	14,263
戦略 18	オールジャパン連携戦略	121	383
戦略 19	オリンピック・パラリンピックレガシー戦略	1,014	2,981
戦略 20	都政の構造改革戦略	858	2,524
総 計		19,558	58,852

※事業費は、計数等未整理につき変動がある。

※事業費は、一般会計、公営企業会計などを含む全会計分である。

※事業費は、表示単位未満を四捨五入して計上している。

※各戦略は、再掲事業を含めた金額であり、総計は、本掲事業のみを積み上げた金額である（各戦略の事業費の合計と全体の総計は一致しない）。

※戦略 0 は、戦略の性質上、計画期間を定めることに難染まないため、2023 年度事業費のみ計上している。

[出所：「未来の東京」戦略 version up 2023 3 か年のアクションプラン]

(2)プロジェクトの評価・選定の判断基準

- 東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業について、評価・選定の基準は以下のように定めている。
 - ① 社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること
 - ② 明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
 - ③ 地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること
- 上記の要件①に掲げた基準は、SBP2021におけるソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例として、障害者や十分な教育を受けていない人々、失業者、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループなどが挙げられた項目を勘案して設定されている。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業については、その発行前までに、東京都の財務局と事業所管局とで調整のうえ、「(2) プロジェクトの評価・選定の判断基準」に挙げた3要件に該当する事業の中から選定する。なお、この過程で、対象事業が環境面又は社会面で重大な負の影響を直接的に生じさせることが判明した場合は、当該事業については対象から除外する。
- 地方公共団体は地方財政法等の法律で定める場合に、予算の定めるところにより地方債を発行することができ、予算については年度開始前に議会の議決を経る必要があると規定されている。東京ソーシャルボンドを含む都債は、これらの手続きを経て発行されるほか、予算編成等の過程において、対象事業の実現性や効果の持続性についても検証される。これらにより、対象事業の評価・選定プロセスに関してガバナンス面からも適正性を確保する。

プロジェクトは東京都の財務局、事業所管局による調整の上選定され、予算編成において対象事業の実現性や効果の持続性について検証される。最終的に議会の承認を得るプロセスである。評価の考え方及び基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

3. 調達資金の管理

- 地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある。このため、東京ソーシャルボンドによる調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に公表する。
- 東京ソーシャルボンド発行後、対象事業への充当資金については、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分（款、項及び目、節）に応じて分類するなど、資金使途を明確にして管理する。さらに、調達資金を充当した事業に係るものを含め、東京都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。

調達資金は財務局等が管理し、法令に則り適切に区分経理される。資金は調達年度中に全額が充当され、充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理される。また、会計経理に関して正確性、合規制、経済性、効率性及び有効性等の観点から監査委員の審査を受けるほか、議会において承認を受ける。調達資金の管理は適切と評価できる。

4. レポートイング

(1) 開示の概要

- レポートイングの概要は以下の通り。

内容	時期
フレームワーク	常時
対象事業の決定 ・事業区分 ・充当名 ・想定される効果 ・充当予定額（百万円）	発行前
対象事業の資金充当結果 ・事業区分 ・充当名 ・効果 ・充当額（百万円）	発行翌年度
対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生したとき

(2) インパクト・レポートイング

- 東京ソーシャルボンド発行翌年度における対象事業の資金充当結果公表後に、充当事業の効果を開示する。
- インパクト指標については、事業実施期間が長期にわたり、社会的成果の発現に時間を要するものが少なくないため、インパクト指標の公表が困難である。また対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合は、発生した時点で公表する。

事業区分	充当事業	想定される効果
公共施設・インフラの防災対策	無電柱化の推進	整備延長
	防災公園施設整備	整備公園数
	河川施設の耐震・耐水化	整備延長
	東京港廃棄物処理場建設事業（新海面処分場・中央防波堤外側処分場）	埋立処分場の整備面積
	安全対策促進事業費補助（私立学校の耐震化）	整備棟数
	都立高等学校の耐震化事業	整備学校数
	水道施設等の自家用発電設備の新設・増強	大規模停電時における給水確保率
	導水施設の二重化・更新	導水施設の二重化整備率

	水再生センター・ポンプ所設備の震災対策	非常用発電設備を整備し、停電時にも安定的な運転に必要な電力を確保した施設数
	ホームドアの整備	ホームドアの整備駅数
	リスタート機能付エレベーターへの更新	エレベーターの設置基数
公共施設・インフラの老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数
	港湾施設の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数
	港湾建設事業	整備港数
	漁港建設事業	整備漁港数
	空港整備事業	整備空港数
	都立図書館整備	施設利用者数
	文化施設の整備（江戸東京博物館の改修）	施設利用者数
	消防施設整備	施設整備数
	島しょのインターネット環境改善	整備島数
	給水所の新設、拡充及び更新	安定給水確保率
	水再生センター・ポンプ所設備の再構築	再構築した主要設備の台数
産業の振興と雇用の維持・創出	雇用・就業促進施設等の整備（東京しごとセンター等施設整備）	施設利用者数
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	都立学校の整備	学校定員数
	特別支援学校の整備	学校定員数
介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備費補助	補助施設数
	特別養護老人ホームの整備費補助	補助施設数
児童福祉施設等の整備	知的障害者（児）施設整備	施設定員数
	障害者（児）施設の整備費補助	・施設定員数 ・補助施設数
	児童福祉施設整備	施設定員数
住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	建替戸数
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	道路のバリアフリー化	整備延長
	バリアフリールートの充実	エレベーターの設置基数
	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	・一日平均乗降人員 ・導入編成数
医療提供体制の充実	(地独) 東京都立病院機構への貸付金	外来・入院患者数

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当予定は東京ソーシャルボンド発行前に、充当結果は東京ソーシャルボンド発行翌年度に、東京都のホームページにて開示する。レポートингは適切と評価できる。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されなければならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行なうに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行わなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他の請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び個人的関係はありません。